

事務連絡
平成18年8月25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(オーストラリア産菜種)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年8月4日付け食安輸発第0804004号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、オーストラリア産菜種において食品衛生法違反の事例があったことから、オーストラリア産菜種については、ばら積みの貨物については、同一ロットの貨物が最初に到着し、積み降ろされる海空港において、本船のハッチ毎に50%の割合で、任意のひとつのサイロ若しくははしけについて、残留農薬のモニタリング検査を実施することとし、ばら積み以外の貨物については、残留農薬に係るモニタリング検査率を輸入届出毎に50%に引き上げて実施することとしますので対応方よろしくお願いいたします。

また、計画輸入されているオーストラリア産菜種については、上記検査頻度が確保されるよう企画情報課検疫所業務管理室で調整を行うので、計画輸入の提出を受けている検疫所においては、当該輸入者に対し、到着予定年月の前月に輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報の提供を求め、その都度、企画情報課検疫所業務管理室に当該情報を連絡するようお願いいたします。

なお、ばら積みの貨物において、基準値を超える残留農薬が検出された場合にあっては、同一本船ホールドのものについてサイロごと若しくははしけごとに検査を実施し、基準値以内のロットのもののみ食用とするよう輸入者を指導するようお願いいたします。

おって、サイロごと若しくははしけごとの検査の実施において、輸入者から、当該同一本船ホールドの菜種の搬入時に、登録検査機関による検体採取を行う旨の申し出が事前であり、かつ、適正に採取され保管されていることが記録により確認できる場合にあっては、当該検体を用いて検査を実施して差し支えないこととします。

(違反事例)

1. 品名：菜種
2. 生産国：オーストラリア
3. 検査結果：フェニトロチオン 0.02ppm(基準値 0.01ppm)
4. 検疫所：名古屋検疫所四日市検疫所支所
(届出受付番号：第55000165460号1欄)
5. 輸入者：伊藤忠商事(株)